

第 39 号議案

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例の件

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例

神戸市港湾施設条例(昭和48年4月条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1(第15条関係)		別表第1(第15条関係)	
[略]	[略]	[略]	[略]
廃棄物埋立護岸	廃棄物1トンにつき <u>3,674円</u>	廃棄物埋立護岸	廃棄物1トンにつき <u>5,720円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]		備考 [略]	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

廃棄物埋立護岸の使用料を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。